

**法第3条第3項の規定に基づく面積単価及び
同条第5項の規定に基づく数量単価について
(案)**

**平成18年8月
農林水産省**

○「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」第3条第3項及び第5項の規定により、生産条件不利補正交付金の単価を定めるに当たり、同条第7項の規定により、食料・農業・農村政策審議会に諮問。

(参考)「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)

(第3条第1項)

政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物(対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積(当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。)に応じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

(第3条第2項)

前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価(以下「面積単価」という。)に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

(第3条第3項)

面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

(第3条第4項)

第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

(第3条第5項)

数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

(第3条第6項)

農林水産大臣は、面積単価又は数量単価(以下「面積単価等」という。)を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

(第3条第7項)

農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

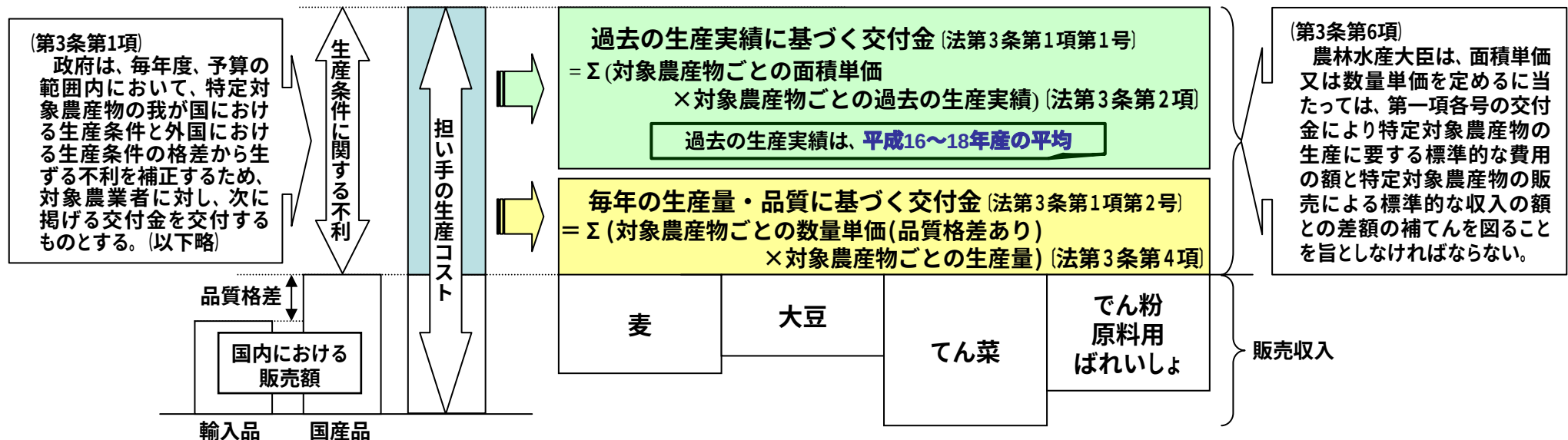
(第3条第8項)

農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

1. 生産条件不利補正対策の概要

- 麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象とし、市場で顕在化している諸外国との生産条件に関する不利を補正するため、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第3条第1項に基づき、対象農業者に対し「過去の生産実績に基づく交付金(1号関係)」と「毎年の生産量・品質に基づく交付金(2号関係)」を支払い。
- 「過去の生産実績に基づく交付金」は、担い手に対する支援を持続的・安定的に実施していくため、現行のWTO農業協定において削減対象とされていない「緑の政策」に該当するものとする必要。
- 他方、「毎年の生産量・品質に基づく交付金」は、生産性・品質向上等のインセンティブを適切に働かせる観点から措置する必要。

○ 生産条件不利補正対策の概要



○ 国内支持の規律の概要 (現行)

[緑の政策]

<原則> 貿易を歪めるような影響又は生産に対する影響が全くないか又はあるとしても最小限であること

<具体例>

- 政府が提供するサービス (研究、普及、基盤整備等)
- 公的備蓄
- 国内食料援助
- **生産者に対する直接支払 (生産に関連しない収入支持、災害対策、環境施策 等)**

貿易や生産に影響が出ない政策として、支援の削減約束の対象とならない

[黄の政策]

<原則> 緑の政策、青の政策 (生産制限計画による直接支払であって、一定の面積及び生産に基づいて行われる支払等) 以外の施策

<具体例>

- 価格支持、生産量に基づく直接支払 等

支援の削減約束の対象となる

2. 単価算定に当たって考慮すべき事項

- 「過去の生産実績に基づく交付金」及び「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の単価は、法第3条第3項及び第5項の規定に基づき、特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して算定。
- 具体的には、標準的な生産費から販売収入（販売価格×単位面積当たり収穫量）を差し引いた値を、生産条件に関する不利に当たるものとして算定。

○ 単価算定上の諸元

(第3条第3項)

面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

(第3条第5項)

数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

(単位:円/10a, 円/単位量, kg/10a)

	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
標準的な生産費 ①	57,840	-	-	-	54,312	92,652	69,728
販売収入 ② (=A)×(B)	17,486	-	-	-	25,405	51,322	16,800
販売価格 (A)	2,704	-	-	-	7,509	8,910	3,862
(単位数量)	(60kg当たり)	(50kg当たり)	(50kg当たり)	(60kg当たり)	(60kg当たり)	(トン当たり)	(トン当たり)
単位面積当たり収穫量 (B)	388	362	322	333	203	5,760	4,350
生産条件に関する不利 ①－② (単位数量当たり)	40,400 (6,250)	32,200 (4,450)	28,000 (4,350)	35,700 (6,430)	28,900 (8,540)	41,300 (7,170)	52,900 (12,160)

注1:大麦、はだか麦の生産条件に関する不利は、小麦の生産条件に関する不利に旧麦作経営安定資金における小麦の10a当たり単価に対する大麦、はだか麦それぞれの単価を反映させることによって設定。

注2:麦類の生産条件に関する不利については、これまで当面の措置として政府が負担してきた流通コスト助成のうち、実需者の負担相当額を販売収入額から控除し算定。

(参考) 単価算定上の諸元の考え方

標準的な生産費	販売価格	単位面積当たり収穫量 (単価の算定に用いた単収)
・比較的高い生産性を実現している生産者 (主産地の平均作付面積以上の生産者) の直近年 (17年産) の生産コスト	・13～17年産のうち、中庸の3年間の平均価格 (5中3平均)	・11～17年産のうち、中庸の5年間の平均 (7中5平均) ・ただし、てん菜については、7中5平均により平年ベースの単収水準が算定しがたいため、別途の方法により算定 (平均収量対比が90～110となった直近5年の平均)

3. 面積単価（過去の生産実績に基づく交付金における地域別面積単価）

- 過去の生産実績に基づく交付金における面積単価は、特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮するとともに、長期にわたり安定的かつ継続的に支援を講じていくとの考え方に基づき、生産条件不利補正交付金の相当程度を占めるものとなるよう算定。
- また、面積単価は、これまでの生産性向上努力や支払実績を反映できるよう各地域の単収水準を考慮し、地域ごとに算定。
- 具体的には、全国の面積単価を単価の算定に用いた単位面積当たり収穫量により除して得られた数値に、市町村ごとの単収を乗じることにより、市町村別に面積単価を定める。

○ 面積単価（全国）

（単位：円/10a）

小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
27,740	21,070	18,290	23,750	20,230	28,910	37,030

（第3条第3項）

面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

○ 市町村別の面積単価の算定方法

市町村別の面積単価 = 面積単価（全国） ÷ 単位面積当たり収穫量（全国） × 該当する市町村の単収

○ 単位面積当たり収穫量（全国）

（単位：kg/10a）

小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
388	362	322	333	203	5,760	4,350

○ 市町村ごとの単収の考え方

- 市町村別の面積単価の算定に用いる単収は、各市町村の豊凶の影響を受けていない平年的な収穫量水準とする。
- 具体的には、農業災害補償制度において算出される市町村ごとの単収を基本とする。

※ 市町村の単収が設定されていない場合の取扱い

- ① 市町村の範囲で単収が設定できない場合、当該市町村の所在する共済組合の通知単収
- ② 共済組合の範囲で単収が設定できない場合は、当該共済組合の所在する都道府県の通知単収
- ③ 都道府県の範囲で単収が設定できない場合は、全国を9つの地域ブロックに区分し、平成17年産の作付面積の加重平均により算出して得られる当該都道府県の所在する地域ブロックの単収
- ④ 地域ブロックの範囲で単収が算出できない場合は、③と同様の方法により算出して得られる全国の単収

4. 品質区分別の数量単価（毎年の生産量・品質に基づく交付金の単価）

- 毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分別の数量単価は、特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮するとともに、生産性・品質向上等のインセンティブを適切に働かせる観点から、現行対策における品質別格差も勘案して算定。
- また、本交付金の単価については、生産性・品質向上を効果的に推進する上で各年の生産性・品質の状況に応じて算定すべきものであるが、新対策移行後の担い手の経営の安定を図る観点から、単価は当面3年間固定。

（第3条第5項）

数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

○ 毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分別単価

（円/単位量）

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (60kg当たり)	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242
二条大麦 (50kg当たり)	1,671	1,254	1,129	1,079	705	288	163	113
六条大麦 (50kg当たり)	1,642	1,225	1,100	1,048	676	259	134	82
はだか麦 (60kg当たり)	2,305	1,805	1,655	1,572	1,145	645	495	412

（円/60kg）

品質区分 (等級)	銘柄等大豆				小粒化等大豆 1～3等
	1等	2等	3等	特定加工用	
大豆	3,168	2,736	2,304	1,872	1,872

注1：銘柄等大豆の「等」とは、産地品種銘柄となっていない品種であるが、新品種として導入中のもの又は特定の需要者との結びつきが認められるもの。

注2：小粒化等大豆とは、大・中粒品種のうち生育不良で小粒化したものの（小粒・極小粒品種のうち、規格の粒度を超えたこと等により、産地品種銘柄とならなかったものを含む）。

（円/トン）

品質区分 (糖度)	← (0.1度ごと)	17.1度	→ (0.1度ごと)
てん菜	▲ 67	2,150	+ 67

注1：毎年の生産量・品質に基づく支払いの単価を定める品質評価基準については、

- ①小麦：たんばく、容積重、灰分、フォーリングナンバーの4つの評価項目（ただし、醸造用については、たんばく3項目、容積重）
 - ②二条大麦：容積重、細麦率、白度、正常粒率の4つの評価項目（ただし、麦茶用については、たんばく3項目、細麦率。※六条大麦・はだか麦の麦茶用も同じ）
 - ③六条大麦・はだか麦：容積重、細麦率、白度、硝子率の4つの評価項目
- の基準値のうち、3つ以上達成したものがAランク、2つ達成でBランク、1つ達成でCランク、全て未達成でDランクとなる。

注2：品質区分別単価は、昨年の畑作物価格時に見直すことが決定された品質評価基準の見直し及び流通コスト助成廃止に伴う調整を反映し設定。

（円/トン）

品質区分 (でん粉含有率)	← (0.1%ごと)	17.4%	→ (0.1%ごと)
でん粉原料 用ばれいしょ	▲ 70	3,650	+ 70

注：でん粉含有率は、ライマン価検査の値を純でん粉ベース（歩留りに0.82を乗じる）に補正したもの。